

令和元年度 青森県青少年健全育成審議会

日時：令和元年5月31日（金）

13：00～14：30

場所：ウェディングプラザアラスカ

地下1階 サファイアの間

（司会）

定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度 青森県青少年健全育成審議会を開会します。

開会にあたり、青森県環境生活部長の三浦から御挨拶申し上げます。

（三浦部長）

皆様、お忙しいところを会議に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、日頃から青少年行政をはじめ県政各般にわたりまして御理解、御協力をいただいていることについて、改めて感謝を申し上げます。大変ありがとうございます。

また、最近の青少年をめぐる課題と申しますか、いろいろ話題がございますけれども、やはり大きなものとしましては、不登校やひきこもりの子ども・若者に対する支援という問題があるかと思えます。それぞれの個別の事情によって、いろんな問題が含まれているものと思えますので、やはり教育、保健、医療、福祉、雇用、様々な分野でいろんな専門機関はあるのですけれども、それらの機関が連携して長く支援してあげられる、そのような仕組みがやはり大事かと思えます。

また、よく言われていますが、最近、携帯電話、スマートフォン、これについては、もう高校生についてはほとんどが持っているという状況だと思います。そのような中で、やはりSNSを通じたいじめの問題でありますとか、ゲーム中毒の問題でありますとか、またインターネットを介しての犯罪に巻き込まれると、そのような事案もあるかと思えます。これらにどのように大人が対処をしていくか、それも重要な課題だと思っております。

そういうことも踏まえまして、県では青森県子ども・若者育成支援推進計画、こちらを策定しております、これに基づいて様々な取組を進めてきているところです。本日はこの計画に基づく施策の取組の状況について御説明をし、また今年度の主要事業としまして、先ほどちょっとお話をしました課題につながりますが、安全なネット利用環境に関する事業でありますとか、それから困難を有する子ども・若者を支援する事業でありますとか、そのような新しい事業についても御説明をしたいと考えております。

また、青少年健全育成条例の運用の状況、また昨年度実施しております青少年の意識調査の結果、それについても御報告をしたいと考えております。

本日は、このようなことで皆様から忌憚のない御意見をいただき、青少年行政の推進に役立ててまいりたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(司会)

ここで前委員の退職等に伴い、今年度から新たに委員として御就任いただいている3名の方を御紹介いたします。

青森県小学校長会から推薦された、青森市立三内西小学校長の野沢寿恵委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

(野沢委員)

三内西小学校 校長の野沢と申します。小学生の状況を良く知る立場として、微力ではございますが、こういった機会に皆様と共に勉強をさせていただきながらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

野沢委員、ありがとうございました。

青森県中学校長会からの推薦により、引き続き委員をお願いすることになりました、青森市立北中学校長の齋藤美鈴委員です。よろしくお願いいたします。

(齋藤委員)

どうも、北中学校の齋藤と申します。実は昨年度、小学校の方の校長をしておりまして、小学校長会からの推薦でこちらの席にまいりました。と言いましても、私も何も状況が分からないままに委員をしていたようなことですので、今年度、ちょっと内容を理解しまして少しではありますけれども力になれたらと思います。よろしくお願いいたします。

(司会)

齋藤委員、ありがとうございました。

青森県高等学校長協会から推薦された、青森県立板柳高等学校長の平川昌史委員におかれましては、本日欠席されています。

なお、部会委員の指名につきましては、前任者の残任期間をそのまま引き継ぐこととなりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の成立について御報告申し上げます。青森県附属機関に関する条例により定数は過半数となっております。本日は小笠原委員、平川委員、福士委員、栗林委員、平井委員が御欠席となっておりますが、委員24名中19名が御出席されておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは議事に入ります。ここから先の議事進行は青森県附属機関に関する条例により

会長が議長を務めることになっております。田名場会長、よろしくお願いします。

(田名場会長)

議長を務めさせていただきます田名場と申します。よろしくお願いします。

青森県の青少年を取り巻く様々な課題があると存じますが、委員の先生方のお力を結集して、さらに充実した支援ができればと存じます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。はじめに議事の(1)第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画の取組状況等について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

皆さん、いつもお世話になっております。県の青少年・男女共同参画課の松岡でございます。私の方から第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画の取組状況について御説明をしたいと思っております。

資料1、A4の横長の資料を御覧ください。

本計画は、左側の上の方にあります計画の位置づけに記載してあるとおり、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本計画となっております。

計画の期間としましては、平成30年度から令和4年度までの5年間、その記載は平成34年度となっておりますが、こちらは令和4年度と置き換えていただきたいと思います。

次に右側の方の計画の基本的考え方をご覧ください。この計画の基本理念であります青森の未来を切り開く子ども・若者を育むために、これを踏まえまして基本目標としまして5つ設定しております。

まず、基本目標Ⅰですが、子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援です。子ども・若者が確かな学力を身につけ、豊かな人間性を育み、健やかな心身を養成するなど、「知・徳・体」がバランスよく育まれるよう、家庭、そして学校、地域が連携して取り組むとともに、社会的・職業的自立に向けた能力を育むための取組を推進しております。

基本目標Ⅱは、困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援となっております。ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、非行や貧困など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族に対してきめ細かな支援を行うために、関係機関が連携して、それぞれの発達段階に応じて切れ目のない継続的な支援を行っていくための取組を推進していきます。

次に、基本目標Ⅲ、子ども・若者の成長のための社会環境の整備です。こちらの方、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら、子ども・若者の成長を社会全体で支える地域社会づくりに取り組んでおります。

基本目標のⅣは、子ども・若者の成長を支える担い手の養成、こちらの方は地域住民やNPO等が子ども・若者の見守りや健全育成の担い手として活躍する共助の取組を促進しております。

最後、基本目標のⅤですが、創造的なみらいを切り拓く子ども・若者の育成となっております。グローバル化が進行する社会において、チャレンジ精神や語学力、コミュニケーション能力等を培う教育を推進するなど、人材育成の取組を推進しております。

この5つの基本目標の下に15の重点目標を設定して、各種施策を展開しております。

以上のように、子ども・若者育成支援に関する県の施策につきましては、この計画に基づいて知事部局、そして教育委員会、警察本部がしっかりと連携しながら、それぞれの部局において取組を推進しております。

次に、資料2、A3の縦長でございます、差替の資料でございます。資料2は、第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画のモニタリング指標一覧となっております。

黄色と水色で色分けをしたものがございます。県では、この15の重点目標それぞれに現状を把握するためモニタリング指標を設定しまして、この計画の着実かつ効果的な推進を図っています。このモニタリング指標は、青少年の意識に関する調査の結果数値やいじめの認知件数、不登校の児童・生徒数、犯罪少年の人数など、合わせて27の項目を設定しております。黄色に色付けしているものが前回値より改善されているもの、水色に色付けしているところが前回値より悪化しているもの、そして色を付けていないところは判断がつかないものと分けて表示しております。

例えば、一番上の青少年の意識に関する調査における回答率ですが、「自分や他人の命」について、「大切」「どちらかといえば大切」と回答した児童生徒の割合」は、今年5月時点では、一番右の方にありますように98.0%ということで、昨年5月の前回値は97.7%ということでしたので、ほぼ横ばいとなっております。

また、昨年5月の前回値と比較して改善している指標としては、他にNo.6、「地域若者サポートステーション」における就職等進路決定者数」、そしてその下のNo.7、「県内中小企業等における正社員登用制度の導入率」などが挙げられます。

逆に、昨年5月の前回値と比較して件数が増えている指標としましては、No.10、「暴力行為の発生件数」、そしてNo.23の「児童虐待相談対応件数」、No.24の「声かけ事案発生件数」などが挙げられます。

このように、モニタリング指標につきましては、個々に状況を把握確認しながら各種施策に反映させております。指標の数値が前回の値より悪くなっている指標でありましても、概ね第1次計画策定時の平成25年1月の時点よりは良くなってきていると捉えており、着実に取組が進められていると捉えております。

次に、資料3をご覧くださいと思います。こちらの方は計画の関連事業の概要一覧となっております。この資料には、先ほど説明しましたとおり計画の5つの基本目標の下、重点目標が1から15まで、それぞれにつきまして知事部局、教育庁、警察本部において管轄

する事業をまとめております。予算額や事業内容等も掲載しておりますので、詳しい説明は省略させていただきますが、参考にしていただきたいと思います。

私の方からの説明は以上となります。

(田名場会長)

ありがとうございました。

続きまして議事の(2)今年度の主要事業について、これも事務局からお願いいたします。

(事務局)

青少年グループのグループマネージャーをしております齋藤でございます。

それでは資料の5、A4横のポンチ絵図、子ども・若者を地域で支える体制強化事業(新規)を御覧ください。

資料の左側の方に現状と課題とありますけれども、近年、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の抱える問題が深刻化しています。こうした子ども・若者につきましては、様々な要因・課題を複合的に抱えており、各分野の関係機関等の連携による総合的な支援が必要とされております。

子ども・若者育成支援推進法という法律がございますけれども、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりまして、その効果的かつ円滑な実施を図るため、地方公共団体、つまり県と市町村それぞれに関係機関等により構成される地域協議会の設置というのを努力義務としております。しかしながら、本県では県と、市町村では青森市以外には地域協議会の設置がなされていないという状況でございます。

このため、県としての支援強化を図る上では、地域レベル、つまり市町村の体制づくりが課題となっているところでありまして、市町村の取組を補完するものとして、この事業を実施しているものでございます。

まず、事業内容の1に記載しているとおおり、地域レベルでの総合支援体制の強化を図るために、今年度から県の地域協議会の下部組織としまして、津軽、県南、下北の県内3地域に地域ネットワーク会議を設置いたします。この地域ネットワーク会議は事務局運営を民間団体に業務委託することによりまして、その事務局運営を委託された民間団体を地域の中核団体として育成すると、そういうことと共にこの地域ネットワーク会議に市町村にも参加してもらい、地域協議会の設置検討を市町村に促していくというねらいがございます。

また、2の方ですけれども、県民理解促進と地域で支える気運醸成と書いておりますけれども、こうした困難を有する子ども・若者を支えるためには地域の理解というのは欠かせないものであります。

そこで、弘前、八戸、むつ市の県内の3地区におきまして地域フォーラムを開催することにしております。基本的に東青地区におきましては青森市の方で地域協議会が設置されているという事情がございますので、フォーラム、それから地域ネットワーク会議の設置は行

わないということでございます。

次に、資料の7、命を大切にすることを育む県民運動の推進、こちらの事業を御説明いたします。

この事業は平成16年度からずっと継続している事業であります。今年度もこの県民運動を積極的に展開し、地域全体で子どもを見守る環境づくりの促進、子どもたちの孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を行う取組として重点的に実施しております。

主な取組ですけれども、資料の左側に1. 県民運動推進会議・フォーラム開催事業とございますけれども、毎年度フォーラムを開催しております。今年度は12月8日、日曜日、県民福祉プラザにおいて開催いたします。委員の皆様にも御案内を差し上げますので、できれば御覧いただいて御意見等をいただければと思います。

それから2番目としまして、命を大切にすることを育む絆プロジェクト事業です。この事業は2つあるのですけれども、①の笑顔の未来へメッセージ作品の募集につきましては継続事業で、平成29年度に制作しました、右側にあるさくらしめじというグループの歌ですけれども、「笑顔の未来へ」というメッセージソングを作って全部の学校に配布をしています。その事業の普及啓発も併せて行うということで、7月中旬から作品募集を開始いたします。是非学校の方でPRしていただければと思っております。

それから②の地域との絆づくり応援事業、こちらにつきましては昨年度2団体実施したわけですけれども、今年度は4月10日から5月22日までモデル事業としての公募を行っております。締め切ったところ6つの地域団体から応募がございました。現在、書類審査を行っております、最終的に2つの地域団体に事業を委託して実施することになるわけですけれども、子どもたちが地域の様々な世代や団体、そういった方々と協働作業、あるいは体験活動を一定の期間継続して行う機会を創出する事業として実施するものでございます。

続きまして、資料右側の3、地域の見守りで輝く笑顔推進事業でございます。こちらは3つ書いているわけですけれども、①県内一斉声かけ活動ということで、年4回、期間を定めて県内すべての小・中学校、高等学校および特別支援学校で、一斉にあいさつ・声かけ活動を行っております。

この事業は、当初は2年間の事業ということでスタートしたのですが、せっかく全部の学校に定着しましたので、継続して定着を図っていこうということで、継続実施とさせていただきます。

それから1個とびまして、各種媒体を活用した普及啓発、これは児童生徒がいつでも相談できる相談先の電話番号を記載したステッカーを作成して、県内すべての小・中、高等学校、特別支援学校の新入学児童生徒に配布するというものです。

②の他人を思いやり命を大切にすることを育む対話集会の実施ですけれども、こちらにつきましては別資料としてA4縦の資料をつけております。

ちょっとこちらの方をご覧いただきたいのですが、この事業は2年間の事業という事で始まったわけなのですけれども、非常に学校側、地域の方から好評いただいております。小学校は学習指導要領等の改正等もありまして、なかなか実施が厳しいという現場の意見を反映させて、中学校と高等学校を6校ずつ、計12校で実施するという事で継続することにいたしました。今年度は、来週6月4日、県立八戸水産高等学校をスタートに実施いたします。

対話集会では、生徒さんと地域住民、青森大学の大学生がグループを作り、思いやりや生命の尊さをテーマに、一緒に考えるワークショップを行います。なお、高等学校につきましては、昨年度実施した結果、もう少し生徒さんから意見を踏み込んで引き出せるようなプログラムにしてほしいという意見もございましたので、フリーリポーターとして活躍しております中島美華さんを特別講師に招いて、トークセッションという形で内容を充実して実施することにしております。

なお、この対話集会の実施にあたりましては、コーディネーターとして審議会委員の平間委員、そしてまたファシリテーターとして青森大学の大学生を派遣いただいている船木委員に大変御協力をいただいております。改めてこの場をお借りしお礼申し上げます。

この対話集会ですけれども、昨年度は田名場会長にも御覧いただきました。審議会の委員の皆様にも是非、日程があうという方がいらっしゃいましたら、私共の方に御連絡いただければ日程等調整して派遣するという形をとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上となります。

(田名場会長)

ありがとうございました。

続きまして2点、連続して計4点の議事につきまして御説明いただいてから全体の質疑応答の方に移りたいと思います。

それでは3番の議事の(3)青森県青少年健全育成条例の運用概況について事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

青少年男女共同参画課 青少年グループ、柏木と申します。よろしく願いいたします。

冊子ですけれども、緑の青森県青少年健全育成条例の運用概況を御覧ください。開いてまず1ページ目でございます。条例の制定基準及び改正の経過でございます。

青森県青少年健全育成条例は、明日の青森県を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、昭和54年12月24日に公布、昭和55年4月1日に施行されました。

社会情勢ですとか、法律の変更に伴いまして改正を行っております。最後に改正されたのが、次の2ページのケになります。平成27年11月の法改正に伴いまして28年3月

に条例が改正され28年6月に施行されたというのが最終の改正となっております。

続きまして推進体制でございます。行政組織改正といたしましては、平成15年から青少年・男女共同参画課が行政組織体制として現在に至っております。

続きまして3ページ目でございます。青少年健全育成推進員の配置でございます。青少年健全育成県民運動の推進を図るため、青少年健全育成推進員を各地域に配置しております。定員が532名ですが定員割れしている市町村もありまして、現在、4月1日現在ですけれども445名を委嘱、県下で委嘱しております。委嘱した推進員に対しましては研修会を実施しております、昨年度は4回、4地域で行われました。

続きまして4ページ目でございます。青少年健全育成審議会の運営でございます。今日お集まりいただいておりますのがこの審議会でございます。昨年度は1回、平成30年9月に開催しております。

続きまして5ページ目でございます。図書类等部会の開催状況でございます。30年度は4回開催しております。その中で有害図書の指定が19冊、推奨が1冊、表彰が6名の個人の方の表彰をこちらの部会で決めております。

いじめ調査部会につきましては実績はありませんでした。

続きまして6ページ目でございます。先ほど申し上げました表彰の個人6名は、次の書いてあるとおりの6名の方でございます。

8ページ目をお願いいたします。優良図書は、「たったか たか丸くん」を1冊推奨させていただきます。

続きまして9ページ目でございます。社会環境浄化活動の状況でございます。昨年6月から12月にかけて、先ほど御説明いたしました青森県青少年健全育成推進員の方と青少年・男女共同参画課の職員が立ち入り調査をして店舗の一斉調査を行いました。一斉調査の結果でございます。まず図書类等収納自動販売機は56台、全県に設置されております。下のグラフにありますとおりの例年減ってきておりますが、現在のところ56台となっております。

続きまして10ページ目でございます。一般書籍販売店でございます。112店舗調査いたしまして、その内、有害図書を取り扱っているのが66店舗、58.9%でございます。区分陳列等、青少年に対する配慮をとっている店舗は66店舗中の64店舗で、97%のお店で配慮をしているという調査結果になりました。

続きまして11ページ目でございます。スーパーマーケット、コンビニエンスストア、こちらは765店舗を調査いたしまして、有害図書を取り扱っているのが538店舗、70.3%です。配慮をしているお店が全部で99.1%となっております。

次に、ビデオ及びDVD販売店でございます。270店舗を調査いたしまして、31.5%の85店舗で有害図書を取り扱っております。配慮をしているお店は、そのうちの72.9%、62店舗となっております。

コンピューターソフトにつきましても101店舗を調査いたしまして、43店舗で取り

扱いがありました。そのうちの60.5%の26店舗で配慮していただいております。

続きまして12ページでございます、個室カラオケの営業店でございます。44店舗ありまして、そちら全てのお店で条例の規定を遵守し深夜の立ち入りを制限している状況でございます。

次に、13ページでございます、条例違反の検挙状況でございます。平成30年度は検挙件数が26件、検挙人数が15人となっております。年度によって増減等ありますけれども、昨年度は少ない方ございました。

最後、少年補導センターの設置状況でございます。下の表にありますとおり8市と三戸町の9市町にセンターが設置されておりまして、補導委員の数は9センター合計で749名の方が補導委員として活動しております。

以上でございます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

それでは、最後の議題にまいります。議題の(4)「青少年の意識に関する調査」結果報告書について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

青少年・男女共同参画課の櫻庭と申します。

私の方から、資料6の「青少年の意識に関する調査」結果報告書の概要版で説明をしたいと思います。資料6の1ページ目をご覧ください。

この調査は、県内の青少年の意識や行動を把握し、今後の青少年の施策の基礎資料を得るという目的で実施しております。現在、青森県子ども・若者白書と隔年で実施しており、平成30年度は青少年の意識に関する調査を実施しました。

この調査は質問紙により行っております。教育庁から推薦のあった学校に調査票と回収用の封筒を送付し、調査実施後は調査票を子どもたちが自分で封筒に入れて封をしてもらって、それを当課の方へ返送してもらいました。

調査の対象は小学6年生、中学2年生、高校2年生であり、今回は合計で1,274人から回答を得ました。

調査項目につきましては、この1ページ目の5に記載してあるとおり9つあり、質問の数は全部で49あります。今回の調査におきましては、携帯電話やスマートフォン、パソコン、ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、タブレット端末を総称しましてインターネットにつながる機器として扱い、使用時間や使用目的を調査しました。ゲーム機や携帯音楽プレーヤー、タブレット端末について調査するのは今回が初めてとなりました。また、調査の実施が学校側の大きな負担となるのを避けるために、質問数をできる限り絞って実施しました。

それでは、主な結果を説明します。2ページ目をご覧ください。2ページ目の下の段、こ

ちらは学校のことについてです。「学校生活が楽しい」という回答は全体で87.2%でした。

次に、3ページ目をご覧ください。上の段は家族・家庭のことについてです。「家族・家庭が安心できる存在場所である」という回答は全体で94.6%でした。下の段は自分のことについてです。「自分のことが好き」という回答は全体で58.6%でした。

次に、4ページをご覧ください。上の段は他人への思いやりについてです。「他人に思いやりをもって接している」という回答は全体で93.5%でした。

次に、5ページをご覧ください。インターネットにつながる機器の所有状況についてです。小学生は95%、中学生は97%、高校生は100%が何らかのインターネットにつながる機器を持っていると回答をしておりました。また一番多く所有している機器は、小学生と中学生ではゲーム機、高校生ではスマートフォンという回答結果が得られました。

6ページをご覧ください。インターネットにつながる機器の使用目的についてです。全体では「ゲームをする」「音楽や画像を視聴する」「LINEを使う」が上位3つを占めておりました。

7ページをご覧ください。上の段はインターネットにつながる機器の使用時間についてです。小学生は1～2時間、中学生は2～3時間、高校生は3～4時間が一番多い使用時間となっております。下の段は、フィルタリング機能の有効状況についてです。「有効になっている」が36.1%、「有効になっていない」が17.3%、「わからない」が46.7%でした。

次に、8ページをご覧ください。上の段はインターネットにつながる機器で悪口などを見たことがあるかについて、「見る」と回答したのは全体で37.8%でした。下の段、インターネットにつながる機器にのめりこんで睡眠不足になったことがあるかについて尋ねたところ、「ある」と回答したのは全体で47.6%でした。

次に、9ページをご覧ください。上の段、インターネットで知り合った人とメール等のやり取りをしたことについて、「ある」と回答したのは全体で34.9%でした。下の段、インターネットで知り合った人と実際に会ったことがあるかについて、「ある」と回答したのは全体で7.4%でした。

次に、10ページをご覧ください。家庭での使い方のルールについてです。「特にルールを決めていない」という回答は全体で33.9%でした。特に高校生は半数近くが、特にルールを決めていないと回答していました。

次に、11ページをご覧ください。読書のことについてです。上の段の読書が好きかどうかについて尋ねたところ、「好き」と回答したのは全体で71.2%でした。下の段、1日の読書時間を尋ねたところ、「全くしない」と回答したのが全体で32%、高校生では「全くしない」と回答したのが47.5%となっております。

12ページをご覧ください。12ページにつきましては、世の中のことでか、就労に関する意識、13ページにつきましては社会変化に対する意識を調査した結果を載せてお

ります。

15ページからは、今回の調査結果に基づき田名場会長に分析していただいたものを掲載しております。

私の方からの説明は以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。

以上をもちまして4つの議題につきまして、事務局から御説明いただきました。

それでは、最初の議題、議事(1)から、今御説明いただいた議事の(4)を合わせまして、全体でこれまでの御説明に対しまして、御意見や御質問がおありの方がいらっしゃいましたら、挙手をいただければと思います。

事務局から説明をお聞きしているのですが、今回、事前に資料を委員の先生方にお届けしておりますけれども、今回は特に委員の先生方から事前に御意見、御質問の回答はございませんでした。事務局からの資料が整って分かりやすかったというところがあるのかと思いますが、もし何か今日またお伺いしてお気づきの点とか、気になる点とか、あるいは関連する点で考えられていらっしゃることですとか、何かございましたらお願いします。

野沢委員よろしく申し上げます。

(野沢委員)

どうもありがとうございました。

学校の立場から申しますと、先程のような細かいアンケートに基づいた調査結果であるとか、それからこちらのモニタリング指標一覧、各課の方でおまとめになったものかと思うのですが、非常に具体的な数値として、これは参観日の全体会の時に保護者の方にも説明する時にいただける数字というか資料だなと思って、活用させていただきたいと思って、ありがたいなと思いました。

2点目ですが、先程の御説明の中で、資料7の他人を思いやり命を大切にする心を育む対話集会の御説明がございました。効果的であったということで、継続すると伺ったところですが、例えば前年度のテーマも思いやりとか生命の尊さなどでしょうか、実際のこのような流れの中で具体的に子どもの感想であるとか、こういった対話集会そのものの実際と好事例の様なものもお聞かせ願えればありがたいかなと思います。よろしくお願いたします。

(田名場会長)

どうもありがとうございました。

1点目は資料を活用させていただければということで、これは大いに御活用いただいてよろしい資料ですね。

2点目につきまして、それでは事務局。

(事務局)

2点目の対話集会の関係でございますけれども、対話集会の関係も含めてなんですけれども、命を大切にすることを育む県民運動につきましては、このようにですね、情報誌「いのちつうしん」ということで年間の活動実績をまとめて、委員の皆様はもちろんですけれども関係機関・学校に配布しています。この中には、当然のことながら対話集会の実施状況の方も載っていきまして、ホームページ等でも載せているのですが、そこからちょっと紹介をさせていただきますと、中学生ですけれども「思いやりと一言では言いますが、その言葉の中には沢山の愛が詰まっているのだと感じました。」

それから高校生ですけれども「他人を思いやるということがどういうことなのか言葉で表すのは難しいけど、行動に移せていけたらいいなと思いました。命を大切にすることは他人だけでなく、自分に対しても大切にしなければいけないと思った。」

それから地域住民の方ですけれども「子どもたちの考え方、感じ方の素晴らしさに驚きました。地域住民として責任をもって成長を見守りたいと思います。」

それからもう一方、地域住民「元気で活発で積極的な生徒たちに驚かされました。これからの日本の将来は明るいなと嬉しくなりました」と。こういった意見を寄せられております。

いずれにしてもこの事業、出発地点が、青森県でいじめを苦にして2人の中学生が亡くなったという事件があったということもありまして、命を大切にすることを育む県民運動を更に強力に推進していこうということで、29年度から始めました。

最初の頃はどのようにしてやるのが一番効果的なのかということで、いろいろ試行錯誤で1年目をやって、御協力、御指導いただいた船木先生から叱咤激励されながら、2年目は船木先生に推進員の研修会に来てもらって、傾聴の技法を研修したりとか、そういったことも取り入れながら、各学校で受け入れやすい、非常に学校側でもやって良かったなというようなものになるように工夫を重ねて、昨年度は18校実施しました。

それぞれの学校で非常にいいプログラムだということもありましたので、2年間の事業で終わらせるのではなくて、その成果を活かすという事で、今年度は中学校と高等学校、県内6地区でやるというのを継続して実施しているところです。

私から長々と説明するよりも、実際にコーディネーターとして平間委員に御協力いただいているので、平間委員の方からも少し補足してもらえれば非常に助かります。

(田名場会長)

それでは平間委員、よろしく申し上げます。

(平間委員)

ありがとうございます。座ったままで失礼いたします。

初年度から関わらせていただきました。初年度は小学校、中学校、高校と行きまして、それぞれ初年度は本当に、先程事務局さんが言ったように手探り状態で、どのような形でやっ

ていったらいいのかというところでしたが、2年目からプログラムがある程度確立しまして、大変いいものができ、学校によって本当に生徒さんのいろいろ出てくる意見などもいろいろですし、とても、特に高校生の子がすごく意見を出してくれたり、プログラムの内容も小学校は私の場合は絵本を取り入れたり、それから昨年度からはNHKのやっている動画を入れまして、より子どもたちが身近に感じられるようなものを取り入れたことがすごく良かったと思っています。

また、どの学校も、特に中学校までは、地域の方たちがかなり入ってらっしゃるんですが、深く言葉を交わすところまでは中々いないのが実状で、この短い時間なのですけれども、「普段顔を合わせる方と言葉を交わすことによって、さらに自分たちが地域の中で見守られているんだなということがよく分かった」という感想もすごく印象に残っています。

また、高校になりますと、なかなか地域の方たちと時間を共にするということが皆無になってくる場所ですね、なので、対話集会の時に地域の方を集めるということは高校の場合はなかなか難しいのですが、それでも各高校や事務局がやってくれまして、いろんな方が集まってくれて、お仕事や年齢の違ういろんな方が集まってくるところで、同じものを見てどういうことを考えたかということも、子どもも大人もそれぞれ同じ立場で意見を言い合うということが、すごく子どもたちにもいいことですし、それからどんな意見が出てもそれはそれぞれ肯定する、なにより、どの子どもも感想文に書いてくれるということは、いろんな考え方があっていいということです。そのことは短い時間の間にどの生徒さんも書いてくれることだなと思っています。

本当はこれが1回限りにならないで、こういう授業あるいは取組が続いてくれるといいなということ、そのきっかけになればいいなとすごく感じております。

(田名場会長)

御丁寧に御説明ありがとうございます。

船木委員の方から何かございますでしょうか。

(船木委員)

青森大学の船木です。

対話集会に関しては、いろいろ学生等含めて参加をさせていただいております。1つは対話集会に対して学生が日頃、グループワークとかファシリテーションとかコミュニケーションとか、それらを研修させていただいた中で、この対話集会の中で、子どもたちと年齢の近い者としてグループの中でいろいろ対話できればということをお願いをさせていただいております。

もう1つの観点から言いますと、やはり教育の現場でのアクティブラーニングといいですか、その視点を含めながら参加ができればというのが1つです。

もう1つの視点は、やはり命ということで、さきほど報告がありましたように青森県内で

もいじめ自殺という重大事態に対してどう取り組んでいくのかという課題がございます。その点では私自身も県の自殺対策の委員をさせていただいております。現時点では教員免許更新講習に、いわゆるいじめ自殺予防に関しての基礎と、ネット上でのものということで選択科目、それから必修科目を開設をさせていただいております。

その視点から言いますと、やはり学校で環境をどう整えるのかという点と、いわゆる心の健康教育、全体的に関係づくり教育をどう進めていって、実際のいじめ自殺の対処にどう取り組めるのかというのが課題ですので、この対話集会というのはその意味でいいますと、人間関係づくり教育である心の健康教育のスタート地点に位置づけられるだろうというふうに思っています。そのあたりを県として実施をしてきたことに対して協力をさせていただきたいということで、お手伝いをさせていただいたところです。

これが大変多くのところで実施をされていることを含めて、小学校・中学校・高校で実施をしてきまして、小学校の時点で今年はどうしようかという話なのかもしれませんが、やはりそれぞれのプログラムの質や内容を高めていくことによって、多くの学校で実施ができるだろうと思いますので、もし協力できましたらお願いをしたいというふうに思っております。以上です。

(田名場会長)

専門的な観点からお話をいただきました。

(事務局)

1点、回答を忘れましたので補足いたします。

昨年はテーマはどういうふうにやったのかという質問だったと思います。小学校は「思いやり」をテーマにやりました。中学校は「思いやり」または「生命の尊さ」ということで選択といたしました。高校は「生命の尊さ」ということでやりました。今年度はこの2つのテーマを合体させて、中学校・高等学校、同じテーマではあるのですが、高校については特に大人に近づいた子どもたち、高校生ということで、活発に議論してもらうために、中島美華さんを特別講師として追加し、さらに対話集会の充実を図っていくというふうにしております。

(田名場会長)

ありがとうございます。

野沢委員いかがですか、よろしいですか。

(野沢委員)

具体的な御説明をいただきまして良くわかりました。ありがとうございます。

小学校でも心の教育を全体計画の教育課程上に位置づけまして、各校で未然防止に取り

組んでいるところですので、是非またホームページやいのちつうしんを参考にさせていただいて取り入れて参りたいと思います。どうもありがとうございました。

(田名場会長)

ありがとうございます。

私も昨年秋に、下北のある中学校の対話集会に参加させていただきました。解決がつかないような現実的な問題を、中学生と地域の大人の方が入った少人数のグループで10名前後で議論をしている姿を拝見しまして、先ほど平間委員、船木委員からも関連する話題があったかと思うのですが、大人の方にうなずいてもらえたときに子どもたちがホッとするような顔をして、そして子どもたちがホッとするような顔をしたときにまた話しだすというような、そういったような場面も見させていただきました。

そういうことを拝見しながら、言葉でのやりとりになかなかそこまでいくのは難しいかもしれないのですが、そういった時間は普段なかなか地域の他世代の方との交流が少なくなっていると思いますので、いい機会になるなと思いました。さきほどいじめとか自殺とかそういった話題もいただきましたけれども、大人にちょっとでもお話ができるとか、あるいは自分の顔が曇ったときに気が付いてくれる大人がいるとか、そういった機会に結びつくような経験をしているのではないかなと思って拝見させていただきました。

僕も上手く言葉で話せているか心配なのですが、言葉で話せるようになれば大したものだと思うのですが、その前の段階でも深い交流が、平間委員も十分に考えてくださった部分だと思うのですが、船木委員からも御指導いただいていると思うのですが、その初段階で言葉にならない交流でかなり効果をあげている状況が今はあるなと見てきました。

今年度はさらにその言葉の交流というところを深めていきたいという目標ですので、さらに充実するのだろうなと思って期待してお聞きしておりました。ありがとうございます。

内容がこの命の大切さ、それから対話集会に集中しました。

時間の方がそろそろよろしくなってきましたので、またあとで時間がございましたらば他の委員の先生方からお話しいただきたいと思います。

それでは、次の意見交換のテーマの方に移らせていただきたいと思います。

今回は、主要事業の1つでございます青少年の安全安心なネット利用環境づくり推進事業について、意見交換を企画させていただいております。

それでは、はじめに事務局の方から御説明いただき、そのあと意見交換という形でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(事務局)

それでは青いポンチ絵の資料4、こちらの方を御準備いただきたいと思います。資料4のポンチ絵です。よろしいでしょうか。

青少年の安全安心なネット利用環境づくり推進事業というものでございます。こちらの

資料の左側に現状と課題とありますけれども、全国的にインターネットの利用の低年齢化が進んでおります。会員制交流サイト、いわゆるSNSを介して児童ポルノや児童買春などの犯罪被害に遭う青少年というのも増加しているところです。

またSNSを介して悪口やいじめにつながる書き込み、こうしたものがなされていたり、またゲームネットへの依存症についても大きな問題というふうになっております。

こうした状況を踏まえまして、まん中の黄色の事業内容のところなのですけれども、知事部局、知事部局というのは県の知事の下に置かれている部局ということになりますので、私ども青少年・男女共同参画課、あと県の教育委員会、それから県の警察本部、この3者が連携しまして統一のキャッチフレーズを設定して、この問題に関する普及啓発に重点的に取り組むという事業でございます。

ネットの適切利用に関する事業につきましては、これまでも県警、あるいは教育委員会、私どももちろんですけれども、それぞれで行ってきたところではありますが、今回のように3者が連携して統一のキャッチフレーズで取り組むというようなことは、初めてのものです。

私どもとしましては、このインターネットの適切な利用を県民運動として展開を図っていければと考えているところです。

私どもの方は、1の安全・安心なネット環境づくりの啓発キャンペーンの実施、こちらを知事部局の方で担当しております。現在、啓発物を作成準備中ですけれども、まず統一のキャッチフレーズを決めるということで、既に先日のいじめ問題協議会、県教育委員会の方の協議会で新聞報道があつて、御覧いただいた方は御存知かもしれませんが、キャッチフレーズは「インターネットでキズつけない、キズつかない」というふうにしました。

本事業の実施によりまして、私どもの方としましては、児童生徒、保護者に対して、ネットを介したいじめや犯罪被害等の現状と危険性を伝え、そしてネット利用のモラルやリテラシーの向上を図る、そして青少年の適切なネット利用に関する社会全体の関心を高めていくということが事業のねらいとなっております。

1の事業の中で、県内の集客施設等において一般県民向けのキャンペーン・イベントを実施するというふうに書いておりますけれども、私どもの方では啓発ポスター、リーフレットの作成をしまして、8月17日、土曜日、イオンモール下田におきましてキャンペーン・イベントを実施することにしております。また9月上旬に民間のイベント、マスコミさんが今いないのですけれども、RABまつりというのが県内で一番人が集まるイベントだということで、これと連携しまして、いじめや犯罪被害の防止、あるいはフィルタリングの適切な活用といった内容のキャンペーン・イベントを実施することにしております。

それから2の児童生徒・保護者への意識啓発、これは教育委員会の事業になります。

3のネット利用に係る非行・被害防止啓発は警察本部の事業になりますので、それぞれから説明をさせていただきます。

(教育委員会)

県教育委員会学校教育課の工藤と申します。よろしくお願いたします。

資料4の2をご覧ください。事業内容の2になります。私たち県教育委員会では、児童生徒・保護者への意識啓発ということで、補足しますと、学校における情報モラル教育の充実の支援であったり、あとは保護者への意識啓発に加えて家庭のルールづくりというのが非常に大切かと思しますので、ネット利用に向けたルールづくりの促進ということを目的に事業を行います。

事業内容につきましては、資料にありますとおり、①いじめの防止を主な目的として児童生徒及び保護者向けの指導啓発用リーフレットを作成します。②として、①で作成したリーフレットを基にしまして、学校及びPTAの要請に応じてリーフレットを活用しながら情報モラル教育に関する講演や啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

①のリーフレットについて補足いたしますけれども、リーフレットの主な内容は、ネット利用について総合的な視点での指導ができるようなものと考えておきまして、ネットいじめの防止ということで、ネット上の文字だけのやり取りの注意点に加えて情報発信によるトラブルの話、例えば個人情報の流出によってトラブルに巻き込まれたりすることもありますので、そういう内容であったり、あとは健康被害。先ほども青少年の意識に関する調査のところでも睡眠への影響なども出ていましたので、そういう内容も含めて総合的な視点で学校が指導できるようなものになりたいと考えております。

また、保護者向けの内容として、保護者に向けてはスマートフォンやゲーム機を持たせる場合のポイントとして、家庭で話し合っ安全に使える環境を整えること、あと先ほどのフィルタリングの話が何度か出ていますが、フィルタリングを活用すること。この辺を示していきたいと思っております。

また、資料の①の※にもありますけれども、ネット利用が低年齢化しているということも踏まえまして、リーフレットは2種類に分ける予定です。小学生向け及び中・高校生向けと分けて作成する予定です。その中で、小学生向けのリーフレットについては、保護者に向けてネット利用の低年齢化の現状とその留意点、先ほどの意識調査でも小学生の95%が何らかの形でネットにつながっていますし、内閣府の調査によると9歳以下でも4割方、ネットに何らかの形でつながっているということですので、発達過程の早い段階から児童生徒の情報モラルやリテラシーの向上、適切なネット利用の意識醸成を図りたいと考えております。

リーフレットの配布先ですけれども、県内全ての小・中・高・特別支援学校への配布を考えております。このリーフレットの活用場面としては、学校では夏休み前の指導及び入学予定者説明会、この辺を想定しておりますので、リーフレットの発送については7月上旬と3月上旬の2回を考えているところです。

これらの内容を通しまして、今の資料の右側の事業効果のところにもあるのですけれども、上から2つ目の児童生徒の情報モラルやリテラシーの向上による適切なネット利用の

意識醸成であったり、その下の携帯端末へのフィルタリング措置の促進、この辺に効果を見出していきたいと考えているところです。

県教育委員会からの説明は以上になります。

(警察本部)

警察本部少年女性安全課の若佐と申します。資料4には少年課とありますが、平成31年3月までは少年課でしたが、組織改編により4月1日から少年女性安全課となりました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

警察本部の事業といたしましては、水色の3番、ネット利用に係る非行・被害防止啓発ということで示させていただきます。情報社会を生きる上で青少年が犯罪やトラブルなどの加害者にも被害者にもならない、先ほどのキャッチフレーズにもございましたけれども、そういった側面で事業を進めていく予定でございました。

説明をいたしますと、①児童生徒等の参加型情報モラルフォーラムの開催になります。こちらにつきましては、今年は7月、夏休み中に青森、五所川原、むつブロックで、合計最大300名程度の出席を見込んで開催予定でございました。メンバーにつきましては、それぞれのブロック、合計10警察署管内にいます非行防止 JUMP プチーム、警察で進めております非行防止のボランティアですとか、保護者や少年警察ボランティアの方々を対象としておりました。内容といたしましては、個人情報流出ですとか、いわゆるネットいじめですとかSNS起因の危険な出会いなどにつきまして、具体的な事例などにつきましてグループで演習を行う、話し合ってくださいといったものになります。事例につきましては個人情報などが満載の問題のありそうなSNSの投稿ですとか、このように知らない人から誘われたらどうする？ですとか、少し具体的な事例について考えておりました。

演習を進めたまとめとしまして、今年度はまだ予定でございますけれども、JUMP チームの皆さんにスマホを使う上での自分たちが考えたマイルールといったものを提唱していただいて発表をしていただこうと考えております。そちらはフリップに記入するものにして、その画像を県警ツイッターなどで広く発信していく予定です。

出た意見などを含めましたフォーラムの様子などについて啓発リーフレットの方を2万部作成して、ブロック以外のジャンプチームの皆さんや地域の方にも広報啓発に努めるといったところにしておりました。

そして、②規範意識醸成のための動画作成配信というところですが、こちらも県警のホームページですとかツイッターでアップする予定ですけれども、小学生、中・高校生、保護者向けということで3部作といたしまして、歌ですとかイラストですとか、そういった入りやすいような恰好でそれぞれの年代に対して意識、注意喚起していきたいと考えておりました。

ざっくりと申し上げますと、小、あとは中・高向けにつきましては事例に基づいてネットいじめですとか、自分の写真を自分で撮って自撮りと言っているようだけれども、アッ

プすることに関しての危険な点ですとか、そういったところを中心に盛り込む予定です。そして保護者につきましては、先ほども何度も出ておりました、そしてあとは意識調査にもあったとおり、あまり浸透していないと思われまふフィルタリングなどにつきまして、保護者の方に分かりやすくご説明をできればなと思っておりました。

こちらにつきましては、先ほどもホームページにアップすると申し上げましたけれども、情報モラル教室など、最近是非行防止や薬物乱用防止教室などと同じような開催数で警察に学校から依頼があったりするのですが、そちらで使ったり、イベント等で広く使っていきたいと考えております。

警察本部からの説明は以上となります。

(田名場会長)

ありがとうございます。

主要な3つの機関からそれぞれに御説明をいただきました。

それではただ今の御説明に対する御質問を含めて、委員の皆さんから青少年の安全・安心なネット利用環境づくり推進事業に関しまして御意見を頂戴したいと思います。どなたからでもお願いします。

それでは、ちょっと時間の方も押しておりますので、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

柳町委員、よろしいですか。

(柳町委員)

柳町でございます。

まず、先ほど齋藤さんからございましたキャッチフレーズ「インターネットでキズつけない、キズつかない」は、よろしいのではないかなと個人的には思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(柳町委員)

私の意見でございますけれども、バランスよく啓発していただきたいと思っております。御存じのようにインターネットというものは、青森県とか国内とか国外とか区切りがございません。最近ですと、ユーチューブとか、ティックトック、それからインスタグラム、要はライブ配信ですね、今現在やっていることを発信することが流行っているようでございます。警察本部の若佐さんからもお話がありましたように、発信しすぎれば、個人情報の漏洩になり、青少年が犯罪に巻き込まれる可能性が高くなります。ですのでバランスよく啓発していただくのが重要ではないかなと思っております。

ただし、学校は教育機関であり、しつけ機関ではございませんので、あくまでも各家庭の保護者の方に注意をいただくことが重要ではないかなと個人的には思います。バランスが大事ではないかなというお話をさせていただきました。

(田名場会長)

ありがとうございます。専門的なお立場から貴重な御意見をいただけたと思います。他にいかがでしょうか。

(島谷委員)

青森県青年国際交流機構の島谷と申します。よろしくお願いたします。

いろいろ御説明を伺いまして、勉強をさせていただいておりました。先ほどの青少年の意識に関する調査結果の報告書の内容を拝見しておりまして、フィルタリング機能の利用状況のアンケートで、小学6年生の皆さんの回答で、フィルタリングがどうなっているのか分からないという回答が非常に多かったというのに、ちょっと衝撃を受けておりました。

インターネットなどとなりますと、自分から本来であれば必要な情報を取りにいったり必要なものを得るための手段だと思うんですけれども、その受けるためのものが受け身の状態というか、どういった形で情報を受け取っているのかというのを本人が分からないままそこに向き合っているというのが、すごく問題ではないかなと思いました。

ですから今回の新しい取組で、小学校低学年から保護者の方に向けてリーフレット等をお渡しいただくというのは、すごくいい取組なのではないかなと思いました。

また、先ほどの意識調査結果報告書概要版の6ページの方で、小・中学生の方が音楽、画像、それからゲームをするといったところの割合が高いのに対しまして、高校生の皆さんはやはりLINEを使うということで、コミュニケーションツールとしての利用というのがとても高くなっておりまして、是非それぞれの学年にあった対応というのもそうなんですけれども、縦の移動といいますか推移というのも注視していただいて、縦の流れを見ていただきながら対応をいろいろ考えていただけるとよろしいのではないかなと感じました。

ちょっと長くなって申し訳ないのですが、私、今、青森県の青年国際交流機構というところにおりまして、海外の青年たちとの直接の交流、若い方たちとの交流というのを支援させていただいているのですけれども、やはりこういったいろいろなインターネットですとか、自分たちのいる場所から遠くの人たちとつながってられる環境の中でも、やはり直接人と関わって学び合うこととか得ることがどうしても大きいなとすごく感じますので、こういったインターネットの利用に関わる内容のものでも、是非、人と関わりあいながら理解するイベントですとか、実際に普段関わらない方と一緒に情報発信するものを作り上げてみるとか、そういった人との関りの中でやっていく事業というのも、今後いろいろ考えていただければよろしいかなと感じました。

以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。

かなり独創的な御意見をいただいたと思います。

(事務局)

まず、2人の委員からご意見をいただきましてありがとうございます。

バランスよく啓発してほしいと、柳町委員からご意見をいただきました。私どもも、やっぱりいろんな階層がありますし、年齢的にやっぱり段階、段階がありますので、分かりやすくやるということもありますし、保護者の方が意外に分かれないと、子どもたちはいっぱいいろいろ分かってやっているけれども、実際、子どもたちが何をしているのか親の世代が分からないというようなこともあります。

一例ではありますけれども、今年度は特にこの事業を開始するにあたって、この事業以外の面でも一つインターネットの関係については、事業の取組を今年始めているということもありまして、何か他のところとも連携しながらやっていこうという一つテーマを持って事業に取り組んでいます。

従って、今月から県内6地区で青少年健全育成推進員の皆様の研修とかもやっているのですけれども、今、子どもたちに何が起きているのか、スマホ時代に何が起きているのかということで、各地域の警察署の生活安全課の課長さん、または係長さんの方に来ていただいて、現状や対策、知っておいてほしいことなどを講演してもらっております。

また、県に青少年育成青森県民会議という民間団体があるのですけれども、そちらの方にも外部の専門家を呼びまして、「スマホ時代の子どもたちに大人ができること」と称して、6月7日、金曜日、アピオあおもり、1時から県民会議の総会と一緒に青少年健全育成指導者研修会ということで記念講演の場を設定しております。

そういう形で、やはりいろんな角度から分かりやすく啓発をしていくということが重要だと考えております。バランスよく啓発、まさにそのとおりでと思いますので、我々も頑張っていきたいと思います。

それから、人との関りあいながらの事業も工夫してほしいという島谷委員の意見、私どももまさにそのとおりで思っております。今回の事業は、警察本部と教育委員会、3者連携でやるというのは、まさに初めての事業であります。今回、事業をやりながらいろいろ今後の対策を連携して検討することにしておりますので、御意見を参考としながら他県の状況なども踏まえ、また、新たな企画も検討していきたいと思います。

ありがとうございました。

(田名場会長)

ありがとうございます。

他の機関からは、いかがですか。成田委員の方から。

(成田委員)

臨床心理士の成田と申します。

相談にあたっていて感じていることから、ちょっと言いたいと思うんですけども。

まず、すごく子どもたちは危険の認識を、やはり大人が考えている以上に分かっていないなという印象を受けます。そういう意味では、いろんな危険の事例を具体的に伝えていくのはすごく効果があると思うので、今、説明を伺ってしまして大変いいのではないかと、重点的にやっていただきたいなと思います。

それからLINEの使用が本当に頻繁になっておりますけれども、そのLINEというのも、いわゆる人間関係で、それで直接学校の中でやり取りをする以上に子どもたちは日常的に友達とLINE交換をして、その中で傷ついたり、あと言葉だけなので何か違った感じで受け取ってしまっているということで人間関係がうまくいかないということも日々あるようなので、そのLINEという1つのツールの中でのコミュニケーションの取り方ということも何か一つこの事業の中で取り上げていただけたら大変いいかなと思います。

子どもによっては、一晩中ずっとLINEをして、と友達に頼まれて断れないとか、そういった極端な例もありますので、それも一つの間接関係の節度とかルールとか、そういうところも是非教育をしていただけたらなと思います。

(田名場会長)

成田委員、ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。

今の御意見を踏まえまして、また先ほどの島谷委員の答えと同じですけども、まだ始まったばかりの3者連携の取組、スタートしたばかりでございますので、さらに効果的な事業なり施策なりを検討してまいりますので、よろしく申し上げます。

(田名場会長)

貴重なご意見、ありがとうございます。

時間の方がそろそろ押してまいりました。もう一方、もしございましたら。

お二人、手短にお願ひします。船木委員、よろしくお願ひします。

(船木委員)

今のネットに関してはいろいろ意見があるのですが、一つは今のお話にありましたようにコミュニケーションの方法という部分で考えますと、相談をする、こういうスキルをどう

身に着けるのが非常に重要な部分で、それをツールの方法として中身として重要なので、これは文部科学省がそういう意味では先ほど言ったような人間関係づくり教育、エンカウンターとかソーシャルスキルトレーニング、様々な心理教育を実践しなさいと言っているわけですから、これらを実践できるような方法の検討が非常に重要だろうと思います。そこに県の事業と関係させていただければと。

もう1つは教育庁、警察本部、県という3者でのネットワークと申しますか、これらができるならばネットワークとして広がりを持っていただければいいのではないかなと考えます。

最後に1つ、いわゆる青年年齢の引き下げ、18歳になる課題と、これら今日の課題の問題で、どこかで課題があるかどうかという、やはりもう2022年に実施するわけですので、それらを含めての検討をしていく必要はないだろうかという意見を述べさせていただきました。以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。

それでは申し訳ありませんが、引き続き、佐藤やえ委員からお願いします。

(佐藤委員)

佐藤と申します。

29年度中に、SNSを通じて児童ポルノや児童買春等の犯罪被害にあった本県の青少年21名の中の15名が十和田市というのを、うちの地域の少年警察ボランティアの方が言われまして、あの小さいところで15名の方が被害に遭っているというのを私たちは聞いて、本当に氷山の一角だと思います。本当に。十和田市で15名、21名の中で十和田市が15名なので、もっともっと分からない間に流れているのではないかと。十和田市でもそういう被害に遭っていると聞いたので、子どもたちと向き合っていきたいなど。どうしても女の子が犠牲になるので、親とかおばあちゃんの役目として、子どもたちに、そういうことをしないように指導してあげたいなど本当に思いました。

(田名場会長)

ありがとうございます。

それでは、そろそろお時間もよろしいようですので、これもちまして終わらせていただきたいと思います。かなり切迫感を持って委員の先生方が重要な取組という認識をもって御意見をいただけたと思います。今後の取組に期待をしたいと思いますし、我々も協力をできるだけしていきたいと思っております。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして今日予定しておりました議事につきましては終了させてい

たきます。皆様の御協力に感謝を申し上げます。

それでは、事務局に議事をお返しします。

(司会)

田名場会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。皆様からいただきました御意見、御提言を参考にさせていただきます。今後の取組に反映させていただきますので、引き続きお力添えのほど、よろしくお願いいたします。

なお、審議会終了後、同じ階のトパーズの間において14時40分から図書類等部会を開催いたします。図書類等部会の委員の皆様には、そちらの会場に移動して下さるようお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。